

海外邦人安全対策連絡協議会（議事要旨）

2025年6月10日（火）11:00-11:40

オンライン会議

1 大使館からの報告等（大使館領事部長）

（1）出張者の資格外活動に伴う国外退去事例

邦人出張者1名が3週間程度の日程でインドネシアに来訪。滞在査証はVOAのB1（観光目的）で入国。バンドン近郊で建設関係のプロジェクトに関し、客先との会議対応等を行っていたが、バンドン入管がプロジェクトサイトに査察に入った結果、就労していたと見なされ、入管施設に一時拘束された。なお、入管の査察時に出張者は作業服を着用していた。バンドン入管による数日間の取り調べの結果、資格外活動として出張者は国外退去強制処分となった。

（2）インドネシア滞在許可手続きの際の本人出頭義務

インドネシアにおける滞在許可の申請については、これまで原則としてオンラインでの手続きとなっていたが、5月29日以降、順次準備が整った入管事務所から、滞在許可の更新手続き及び資格変更手続きについては、居住地を管轄する入国管理事務所に出頭して写真撮影と面接が行われることになった。

参照：5月30日付 当館領事メール

https://www.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/oshirase25_22.html

（3）インドネシア入国に伴う査証分類の改訂

インドネシア入国時に伴う査証分類が6月2日から改訂される。

参照：インドネシア入国管理局 HP

https://www.imigrasi.go.id/wna/permohonan-visa-republik-indonesia/visa-ku-njungan-satu-kali-per-jalanan-indeks-f1?golden_visa=0

（4）西ジャワ州、学生の午後9時以降の外出禁止

西ジャワ州知事は、州内の学生が午後9時～午前4時に外出するのを禁止する規定を今月から施行した。同知事は、西ジャワ州の健全な世代実現に向けた学生の夜間外出禁止令の導入に関する回状を5月23日付で公布し、州内の県知事や市長などに対し、夜間外出禁止令を郡や村レベルまで調整して実施するよう要請した。夜間外出禁止令は、初等教育機関、中等教育機関、特別教育機関の学生が対象となる。

（5）大使館からのお知らせ

○e 証明書の発行開始

本年5月27日以降、在留証明をオンラインで申請する場合は、従来どおり紙の証明

書を当館窓口で受け取るか、電子化した証明書（e-証明書）をオンラインで受け取るか、選択することが可能となった。

参照：大使館ホームページ

https://www.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visaj_02_e-shoumeisho.html

○戸籍の振り仮名の届出

戸籍法等が改正され、日本の戸籍に振り仮名が振られることとなった。日本に住民登録がある方は、記載予定の振り仮名が郵送で通知されるが、日本に住民登録がない海外在留邦人の方は通知されない。自身の氏名のフリガナを届け出することは可能、届出は、在外公館や日本の市区町村窓口（郵送も可能）へ届け出ることができるほか、海外利用が可能なマイナンバーカードがあれば、マイナポータルから届出を行うことができる。

参照：大使館ホームページ

https://www.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/info25_05j.html

（6）文科省からのお知らせ：放送大学における在留邦人・海外日系人の受入れ開始
日本の放送大学では、2026年4月から、在外邦人や海外日系人を受け入れることを予定している。学生募集は2025年秋頃開始予定。

参照：放送大学ホームページ

<https://www.ouj.ac.jp/lp/oujglobal/>

2 出席者からのコメント等

（ジャカルタ日本人学校）

西ジャワ州夜間外出禁止令について、本校は幼稚部3学年、小中9学年、全部で12学年の総勢840名の子供たちが通っているが、午後9時以降の外出というのは通常考えられないため、本件に関して特に指示等は出していない。

（大使館領事部長）

特に西ジャワ州の夜間外出禁止令に関して、在留邦人の皆さまへの影響は極めて限定的、且つ日本人学校の生徒児童の方々にもそこまで影響はないのであろうと想像するが、軍や警察による取り締まりが行われるとの情報もあるので、夜間に外出される際には、トラブルに巻き込まれないように十分ご注意ください。

（国際交流基金）

私どもでは、日本語パートナーズという日本語ネイティブアシスタントの方をインドネシア各地に派遣しており、今年も9月から西ジャワ州に20名程の日本語アシスタントが滞在予定、その中には大学生も含まれる予定なので、注意喚起するようにしたい。

3 各社・団体からの報告等

（企業）

引越荷物の通関制度の取扱いが変わり(PERATURAN MENTERI KEUANGAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 25 TAHUN 2025)、駐在員当人のITAS取得後3ヶ月経過以降のJKT入港の船便は通関が切れなくなった。これにより駐在開始後の家族呼寄せ時の発送が多いと思われる引越荷物引き取りに支障が出ており、既にシップバックを求められた例もあると聞く。JJC通関関税委員会にも問題提議しているが、何か情報をお持ちの方がいれば是非伺いたい。

(企業)

本件については弊社においても、どのような対応ができるのか本社を含めて協議しているところであり、情報交換できるとありがたい。

(大使館領事部長)

大使館でも本件について今後情報収集をし、お伝え出来る情報があれば共有させていただく。

次回開催は8月12日(火) 11:00-オンライン会議を予定